

手数料徴収体制への移行にあたっての論点（案）

手数料徴収体制への移行にあたり、実証試験要領と実証運営機関の選定については、第2回ワーキンググループ会合の議論を踏まえ、以下のとおりとする。

1. 実証試験要領について →資料7及び8

実証試験要領（手数料徴収体制版）においては、手数料の徴収や手数料項目に関する規定が必要である。

本技術分野では、湖沼等水質浄化技術分野での実績を活用し、実証試験要領を策定する。

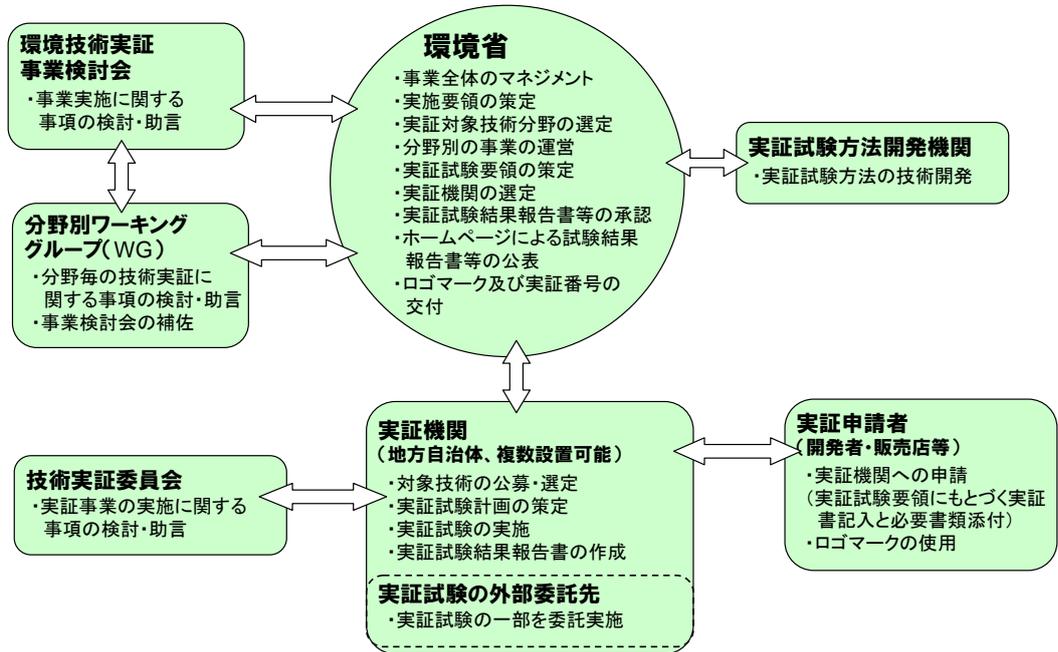
2. 実証運営機関の選定に関する論点 →資料9

実証運営機関の選定にあたっての観点のうち、技術的能力については以下のとおり整理する。

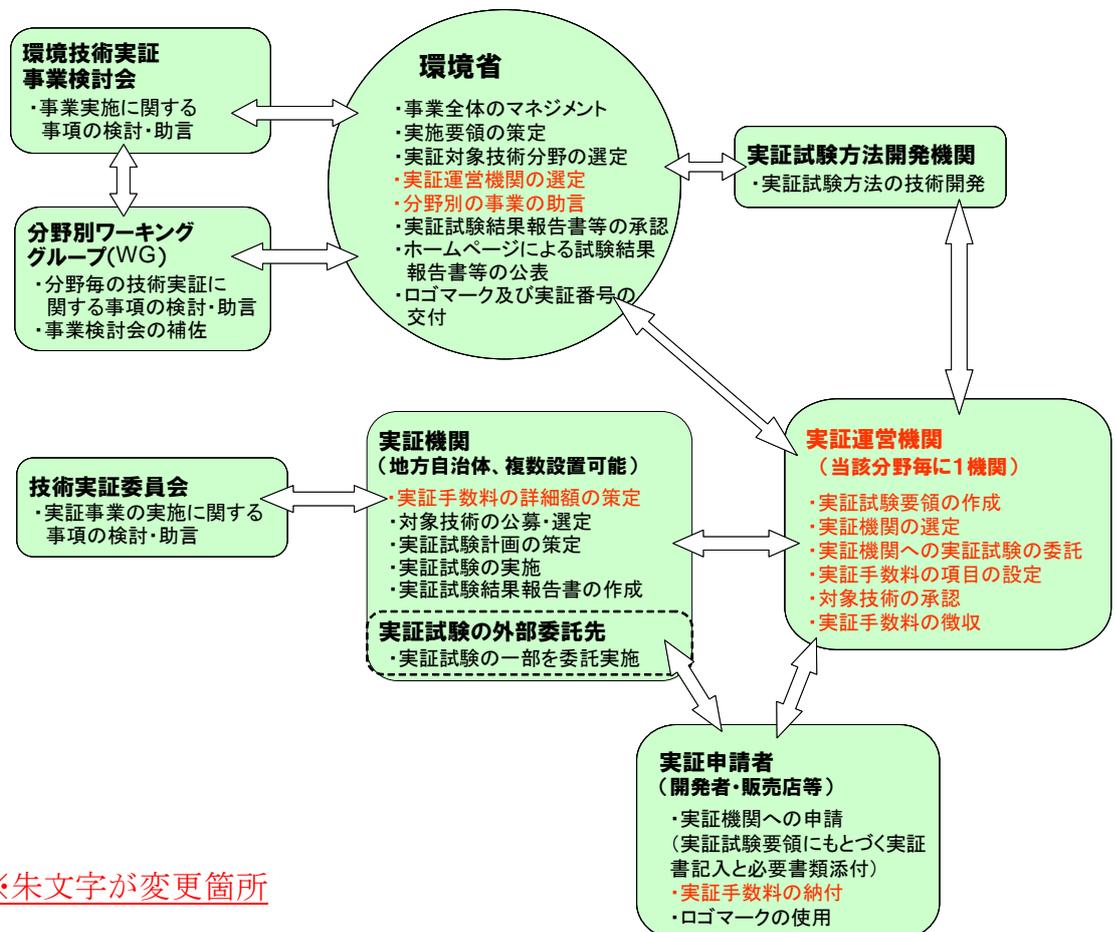
- ・担当技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していることとは・・・
海域の環境保全、再生技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、評価又はこれらに関する指導に係る十分な業務経験を持つ者を有すること
- ・担当技術分野に関する知見を有する十分な人員を有していることとは・・・
修士以上（建設、衛生、水産、環境等海域環境に関するものに限る。）又は技術士補以上（建設（河川、砂防及び海岸・海洋あるいは港湾及び空港）、衛生工学部門（水質管理）、水産部門（水産土木あるいは水産水域環境）又は環境部門に限る。）、もしくは海域の環境保全、再生技術に関する業務経験を有する者を十分に有すること

国負担体制と手数料徴収体制における実施体制

①国負担体制



②手数料徴収体制



※朱文字が変更箇所

平成 20 年度閉鎖性海域WGにおけるご指摘への対応方針

会議名	第 2 回 閉鎖性海域WG会合
日 時	平成 20 年 10 月 8 日 (木) 15 : 00~16 : 30
指摘番号	閉海 WG2 資料 5 ①
指 摘 者	松田検討員
指摘内容	<ul style="list-style-type: none"> 資料 3 頁の「十分な実績を持つ人員を有していること」と「知見を有する十分な人員を有していること」という 2 つの観点が入ド条件であるのならば、「海域の環境保全、再生技術に関する業務経験を持つ者」を重複させる必要はない。
対応方針	<p>環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> 両者は入ド条件であるが、前者は実績としての業務経験を評価し、後者は何らかの知見を有する人数を評価することを想定しているため、評価項目としては重複させる必要がある。意図が明確となるよう、表現を再検討する。(当日回答済)

平成 20 年度閉鎖性海域WGにおけるご指摘への対応方針

会議名	第 2 回 閉鎖性海域WG会合
日 時	平成 20 年 10 月 8 日 (木) 15 : 00 ~ 16 : 30
指摘番号	閉海 WG2 資料 5 ②
指 摘 者	松田検討員
指摘内容	・ 資料 3 頁の「知見」については博士や技術士も該当するのではないか。
対応方針	環境省 ・ ご指摘のとおり、該当すると考えており、表現を再検討する。(当日回答済)